

藤沢市市営住宅条例の一部改正について
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例
藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第7条第4項第5号を次のように改める。

- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において引用している中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正され、同法による支援

給付の受給者の範囲が整備されたこと等に伴い，市営住宅の入居者の資格について
所要の改正をする必要による。